

事務連絡
平成22年11月15日

都道府県

男女共同参画担当部（局） 御中
配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課

「年金分割のための情報通知書」に関する情報提供について

平素より、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

先般、配偶者からの暴力の被害者の離婚時の年金分割の請求手続の過程において、裁判所に提出した「年金分割のための情報通知書」により、秘匿していた被害者の現住所が配偶者側に明らかになってしまうという事案がありました。当該事案は、年金分割の請求手続過程において、被害者が年金事務所に対し、「住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい」旨の申出を行っていませんでした。

日本年金機構においては、配偶者からの暴力の被害者に対して秘密の保持の配慮を行うこととされておりますので、配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」という。）及び市町村へ改めて周知していただくとともに、支援センター等関係機関においては、被害者に対し情報提供していただくようお願い申し上げます。

また、日本年金機構における秘密保持の配慮に当たり、手続の際に必要な証明書の発行において、引き続き円滑な処理がなされるようお願い申し上げます。

(参考)

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
(平成20年1月11日)
第27(7)オ
- 2 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」
平成19年2月21日付け 庁保険発第0221001号
社会保険等運営部企画課長
社会保険庁運営部年金保険課長
- 3 配偶者からの暴力の被害者に係る国民年金等の手続に関する留意事項
- 4 離婚時の厚生年金の分割制度の仕組みと手続方法（日本年金機構）

こと。

エ また、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

オ 国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が社会保険事務所において手続きを執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、社会保険事務所において相談すること。

カ 配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、社会保険事務所において、その旨を相談すること。

(8) 子どもの就学・保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

イ 保育

(ア) 保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所する子どもを選考する場

庁保険発第 0221001 号
平成19年2月21日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険
における秘密の保持の配慮について

配偶者からの暴力を受けた者の保護については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第2条の2の規定に基づき告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)等に基づき取り扱っているところである。

今般、配偶者からの暴力を受けた国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者(法第3条第3項に規定する同伴する家族を含む。以下「被害被保険者等」という。)又は受給権者(法第3条第3項に規定する同伴する家族を含む。以下「被害受給権者」という。)から、配偶者(法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者の配偶者又は配偶者であった者をいい、法第1条第3項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含む。以下同じ。)に対し、国民年金原簿等に記録されている住所等(以下「住所等」という。)を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、法第23条に基づき下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願いたい。

また、この取扱いに関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局を通じ、各都道府県の婦人相談所等の関係機関、婦人相談員及び管内の市町村(特別区を含む。)に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村(特別区を含む。)に対する周知を依頼することとしているが、貴職におかれても管内の市町村(特別区を含む。)の国民年金主幹課に対し当該取扱いについて周知をお願いしたい。

なお、下記2の新たな基礎年金番号の付番処理に関する社会保険オンラインシステムに係る事務処理の取扱いについては、別途社会保険業務センターから通知する。

記

1 被害被保険者等からの申し出に対する取扱い

- (1) 被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合には、婦人相談所が発行する、配偶者

からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙1）の提出を求めること。

ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関等が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類をもって証明書に代えることができること。

なお、証明書の発行が行われていない場合や前記の書類がない場合には、証明書の作成について婦人相談所等に依頼するよう助言すること。

(2) 証明書の受付を行った場合には、窓口装置等で本人確認を行うこと。

2 被害被保険者等に対する秘密保持の取扱い

被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、以下の事務処理により被害被保険者等又は被害受給権者であることを管理・確認するための新たな基礎年金番号（以下「新基礎年金番号」という。）に変更すること。（別添参照）

また、新基礎年金番号に変更した場合は、被害被保険者等については新基礎年金番号が記載された年金手帳を、被害受給権者については新基礎年金番号が記載された年金証書をそれぞれ交付するとともに、新基礎年金番号に変更した旨を被害被保険者等又は被害受給権者に十分説明すること。

なお、被害被保険者等が厚生年金保険又は船員保険の被保険者である場合には、新基礎年金番号を事業主等に伝えるよう説明すること。

(1) 新基礎年金番号の払出しに係る業務処理

① 社会保険事務所等は、証明書等に基づき、被害被保険者等又は被害受給権者毎に「基礎年金番号変更処理票」（以下「処理票」という。）（別紙2）を起票し、処理票及び証明書等の写しを郵送にて社会保険業務センター記録管理部年金番号課（以下「業務センター」という。）に進達すること。

なお、証明書等の写しの添付ができない場合であって、処理票のみの送付についても差し支えないが、その場合は、その理由を特記事項に記載すること。

② 業務センターでは、進達された処理票及び証明書の写しに基づき新基礎年金番号の払出しを行い、当該基礎年金番号を追記した処理票の写しを進達元社会保険事務所等に郵送すること。

なお、被害被保険者等が現に共済組合等の組合員又は加入者（以下「共済組合現存者」という。）である場合は、基礎年金番号通知書（以下「通知書」という。）を併せて郵送すること。

(2) 新基礎年金番号が払出された後の業務処理

① 社会保険事務所等では、業務センターから処理票の写し、処理結果画面の写し及び通知書（共済組合現存者の場合）の送付を受けたときには、「基礎年金番号重複取消処理」により従前の基礎年金番号を新基礎年金番号に統合すること。

また、新基礎年金番号の照会画面については、別紙3のとおり照写されているので、確認の上処理を行うこと。

なお、共済組合現存者に係る「基礎年金番号重複取消処理」は、業務センターにおいて行うものであること。

② 被害被保険者等の場合、「基礎年金番号重複取消処理」を行った後、必要に応じ

て現存被保険者ファイルの住所変更処理を行った上で、新しい年金手帳の再発行処理を行うこと。

- ③ 被害被保険者等が厚生年金保険の被保険者である場合に、申出を行った社会保険事務所等と被保険者記録を管轄する社会保険事務所等が異なるときは、管轄する社会保険事務所等に連絡し基礎年金番号重複取消処理の依頼を行うこと。
- ④ 被害受給権者の場合、「年金受給権者年番・年金コード訂正処理」を行い、新しい年金証書を再発行すること。

なお、年金受給権者の住所地の変更が必要な場合は、「基礎年金番号重複取消処理」を行った後、「年金受給権者年番・年金コード訂正処理」の前に年金受給権者住所変更処理を行うこと。

(3) 業務処理における留意事項

① 基礎年金番号変更処理票を起票する際の留意事項

ア 以下⑥のアに掲げる帳票については、被害受給権者の住民票上の市町村に送付することとなっているため、被害受給権者より婦人相談所等の住所への変更の申請があった場合、業務センターにおいては、別途、住民票上の住所を管理する必要があることから、基礎年金番号変更処理票を起票する際は、次のことに留意すること。

- (ア) 基礎年金番号情報照会により年金受給の有無を確認し、「④年金受給の有無」欄の有・無に○で囲むとともに、年金コードを記入すること。
- (イ) 「⑤変更前の住所」欄は、住民票上の住所を記入すること。
- (ウ) 変更後の住所が住民票上の住所と同一であるときは、その旨を「特記事項」欄に記入すること。その際は、「⑤変更前の住所」欄の記入は不要であること。

イ 被害被保険者等又は被害受給権者が共済組合現存者である場合は、「特記事項」欄に「共済現存者」と記載すること。

② 新基礎年金番号の払出し後に、被害受給権者から住所変更届の提出があった場合の留意事項

被害受給権者から住所変更届の提出があった場合は、社会保険事務所等において住所変更処理を行った上、住所変更届の写しを業務センターに送付すること。

その際、住民票上の住所の変更であるかを確認し、住所変更届の写しの余白に住民票上の住所の変更であるのか、居所の変更であるのかを記載すること。

③ 新基礎年金番号払出し後の被害被保険者等に関する届出について

被害被保険者等の資格等に関する届出が提出された際に、旧の基礎年金番号で届出があった場合には、返戻することなく受理し、処理の上事業主等あて通知すること。

なお、事業主等あて通知する基礎年金番号については、新基礎年金番号への補正は行わないこと。

④ 従前の基礎年金番号に戻す場合の留意事項

被害被保険者等又は被害受給権者より従前の基礎年金番号に戻したい旨の申出があった場合は、「基礎年金番号重複取消届（取消）」の提出を求め、社会保険事務所等において、基礎年金番号重複取消（取消）処理を行うこと。

その後、基礎年金番号重複取消処理により新基礎年金番号を従前の基礎年金番号に統合し、新しい年金手帳又は年金証書を交付すること。

なお、共済組合現存者に係る基礎年金番号重複取消処理（取消）は、業務センターにおいて行うため、「基礎年金番号重複取消届（取消）」の余白に「被害被保険者等・共済組合現存者」又は「被害受給権者・共済組合現存者」と朱書きの上、業務

センターに送付すること。

また、被害受給権者である場合は、基礎年金番号重複取消届（取消）の写しを業務センターに送付すること。

⑤ その他

ア 被害受給権者であって、その住所を変更した場合であっても、次の帳票は変更前の市町村に送付するので留意すること。

- ・ 公的年金等支払報告一覧表（市町村送付）
- ・ 短期年次現況関係帳票（市町村送付用）
- ・ 介護特別徴収対象者情報（市町村通知用）

イ 今回の対応については、被害被保険者等又は被害受給権者からの申出に限る対応であるため、当該者以外から基礎年金番号変更の申出があった場合は、平成8年10月18日付け庁文発第3151号通知の第5の4により取り扱うこと。

(4) 被害被保険者等が国民年金第3号被保険者である場合の取扱いについて

- ① 当該被保険者が配偶者との生計維持関係がなくなったとして、当該配偶者の被扶養者でなくなった時は、国民年金第1号被保険者となるため、国民年金に係る種別変更の届出の必要がある旨を周知し、速やかに届出を行うよう説明すること。
- ② 被害被保険者等から種別変更届の提出があった場合の国民年金被保険者ファイルの住所については、証明書に記載された住所を登録すること。
- ③ 被保険者が国民年金保険料を滞納している場合は、連帯納付義務者に対しても納付督促を行うこととなるが、滞納者が被害被保険者等であるときは、連帯納付義務者への納付督促は行わないこと。

(5) 年金加入期間等の記録照会に対する取扱い

年金加入期間等記録照会において、窓口装置等で新基礎年金番号に係る照会であることを確認したときは、本人以外の者への回答は決して行わないよう十分注意すること。

なお、配偶者又は配偶者以外の者（第三者）から委任状が添付の上、年金加入期間等の記録照会があった場合に新基礎年金番号に係る照会であることを確認したときも、決して回答は行わないよう十分注意すること。

写送付先

地方社会保険事務局事務室長
社会保険事務所長

配偶者からの暴力の被害者に係る国民年金等の手続に関する留意事項

日本年金機構では、配偶者からの暴力の被害を受けている被保険者または受給権者（以下、「被害被保険者等」という。）に関する住所等の情報を、配偶者や第三者に知られないようにする対応を行っています。

配偶者暴力相談支援センター等関係機関においては、この日本年金機構における対応について、次の点に留意し、被害被保険者等である被害者に対して情報提供を行ってください。

1. 年金事務所への申出

日本年金機構における対応は、被害被保険者等からの申出に基づいてのみ行われます。よって、被害被保険者等に対し、年金事務所へ、「住所等を知られないよう秘密の保持に配慮して欲しい」との申出を行う必要があることを、教示することが重要です。

特に、被害被保険者等から年金分割の手続に関する相談等、公的年金等に関する相談がない場合であっても、離婚手続に着手している等の場合には、これらの情報を積極的に提供する必要があります。

2. 必要となる書類

被害被保険者等が年金事務所に「住所等を知られないよう秘密の保持に配慮して欲しい」との申出をする際には、「年金手帳、年金証書等（基礎年金番号のわかるもの）」に、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（以下「証明書」という。）を添付する必要があります。

被害被保険者等に年金事務所への申出を教示した場合、証明書を保持していることの確認等に留意してください。また、必要に応じて証明書発行の手続を行ってください。

3. 効果

申出により、次の対応を日本年金機構が行います。

〔日本年金機構における主な対応〕

- 年金事務所等において、本人以外からの照会に対する回答は行わない。
特に、配偶者や第三者が、委任状に基づき照会を行っても、年金事務所等では回答を行わない。
- 「年金分割のための情報通知書」に記載する住所は、被害被保険者等の現住所の代わりに調停裁判所等の住所等を表示する等、日本年金機構からの通知等により被害被保険者等の現住所が、配偶者や第三者に伝わることを防止する。

※ 詳細は、年金事務所において説明を行います。

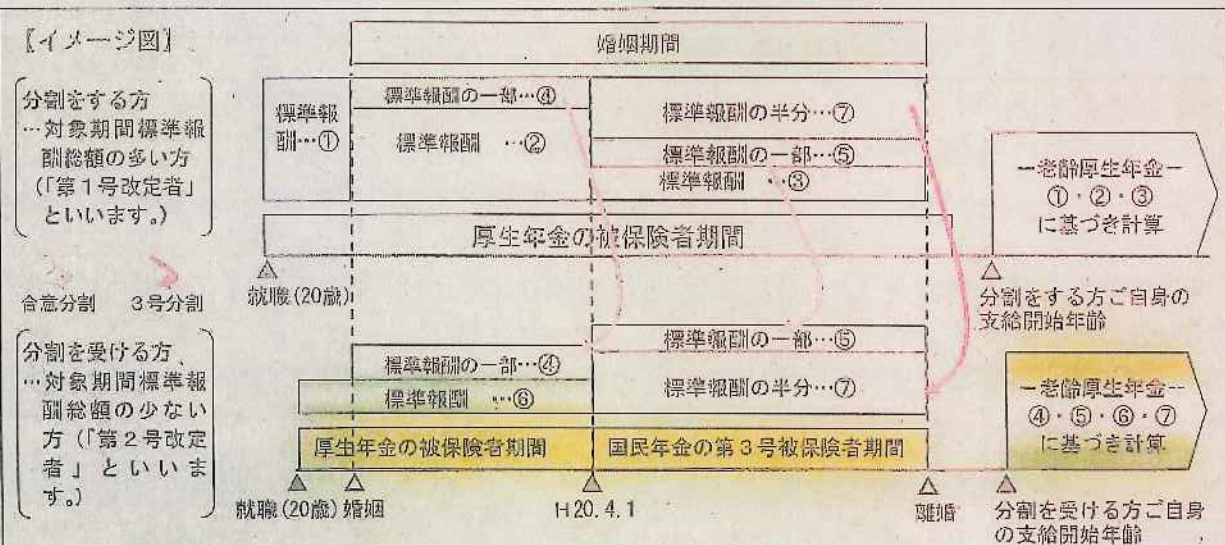
離婚時の厚生年金の分割制度について

①離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）は、平成19年4月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

- ・当事者の合意又は裁判手続により按分割合を定めたこと。
- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過していないこと。

②離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度）は、平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者期間があること。
- ・請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年）を経過していないこと。



分割による主な効果

この分割制度により、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割した場合は、当事者それぞれの老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づき計算されます。

☆分割をした方

ご自身の厚生年金の標準報酬から、相手方に分割をした標準報酬を除いたその残りの標準報酬に基づき、年金額が計算されます。

☆分割を受けた方

ご自身の厚生年金の標準報酬と相手方から分割された標準報酬に基づき、年金額が計算されます。なお、実際、分割後の標準報酬に基づく老齢厚生年金を受けるには、ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間を満たしていることや生年月日に応じて定められている支給開始年齢に到達していることが必要です。

- ◆年金分割の効果は、厚生年金の報酬比例部分（厚生年金基金が国に代行して支給する部分を含む。）に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響はありません。
- ◆現に老齢厚生年金を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が変更されます。

「年金分割のための情報通知書」について

○ 対象期間

「対象期間」とは、年金分割の対象となる期間のことをいいます。対象期間は、原則、離婚した場合はその婚姻期間であり、また、婚姻が取り消された場合はその取り消された婚姻に係る婚姻期間です。

事実婚関係が解消したと認められる場合は、当該関係にあった間に、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間です。

○ 対象期間標準報酬総額

「対象期間標準報酬総額」とは、対象期間に係る厚生年金の標準報酬を、当事者それぞれの生年月日に応じた再評価率を用いて、現在価値に換算した額の合計額です。

そして、当事者のうち、対象期間標準報酬総額の多い方を「第1号改定者」といい、相手方に標準報酬を分割する側になります。

一方、この額が少ない方を「第2号改定者」といい、相手方から標準報酬の分割を受ける側になります。

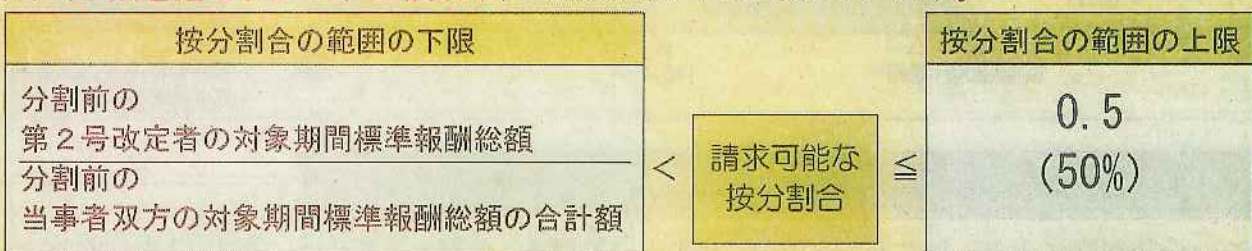
○ 按分割合とその範囲

「按分割合」とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、年金分割をした後の分割を受ける側（第2号改定者）の持分を表したものです。

※対象期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間がある場合、その期間の標準報酬を2分の1ずつに分割した後の対象期間標準報酬総額を基礎として、按分割合の範囲等を計算し表示しています。

「按分割合を定める」とは、対象期間標準報酬総額の合計額をどのような割合で分け合うかを定めることです。

按分割合は、当事者や裁判所が自由に定めることができるものではなく、法律上次の範囲内（下限を超え、かつ、上限以下）で決めることとされています。



【例】分割前の元夫の対象期間標準報酬総額が「7,000万円」、分割前の元妻の対象期間標準報酬総額が「3,000万円」の場合

按分割合の範囲の下限は、次の式により算出されます。

$$3,000 \text{ 万円} \div (7,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) = 0.3$$

この場合、「年金分割のための情報通知書」の「按分割合の範囲」欄には「30.000%を超え、50%以下」と表示されますので、この範囲内で按分割合を定めることになります。

そして、当事者間の話し合いにより、年金分割をした後の元妻の対象期間標準報酬総額を「4,000万円」とする場合、請求すべき按分割合は、次のとおり、算出されます。

$$4,000 \text{ 万円} \div (7,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) = 0.4 (= 40\%)$$

このとき、年金分割の請求を行うときには、標準報酬改定請求書に記載する按分割合は「0.4」となります。

情報提供の再請求

情報提供が行われた後に、対象期間に係る厚生年金の標準報酬に変動が生じた場合、按分割合等の提供情報が変動することがあります。按分割合の範囲が変動した場合、本通知により提供された情報に基づき定めた按分割合では、標準報酬の改定等を行うことができないことがあります。

したがって、このようなことを未然に防ぐため、情報提供の再請求を行うことにより、直近の情報を受けることができますので、ご利用ください。

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)

年 月 日

様

日本年金機構理事長

※より、年金分割のための情報提供の請求がなされたので、情報を提供いたします。

氏名	(第1号改定者)	(第2号改定者)
生年月日	(第1号改定者) 年 月 日	(第2号改定者) 年 月 日
基礎年金番号	(第1号改定者)	(第2号改定者)
情報提供請求日	年 月 日	
婚姻期間等	年 月 日 ~ 年 月 日* <small>(※1.情報提供請求日 2.離婚が成立した日 3.婚姻が取り消された日 4.事実婚関係が解消したと認められる日)</small>	
対象期間 標準報酬総額	(第1号改定者) 円	(第2号改定者) 円
按分割合の範囲	%を超え、50%以下 <small>※按分割合とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割前に2号の方の標準報酬総額を占める割合を指すため、この按分割合の範囲内で定めることとなります。</small>	

対象期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日

対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて補正に要した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
--	---------------------	---------------------

厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 第2号に規定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に定める請求期間			
--	---------------------	--------------------------------------	--	--	--

その他の事項

「年金分割のための情報通知書」のこれらの欄に記入がされている場合、年金分割の請求を行うときは、当該事実をお申し出いただくか、当該通知書のコピーを標準報酬改定請求書に添えてご提出ください。

※本通知書の内容についてご不明な点がある場合は、通知書裏面のお問い合わせ先にご照会ください。

手続の流れ (下図は、基本的な手続の流れを示したものです。)

年金分割のための情報提供の請求

◆年金分割のための情報提供の請求

情報提供の請求は、当事者の二人が一緒に請求することも、一人で請求することもできます。

次に掲げる方は、年金分割をした場合の年金見込額の試算の申込みを併せて行うことができます。

- ・ 50歳以上の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方については、老齢厚生年金の見込額
- ・ 障害厚生年金の支給を受けている方については、障害厚生年金の見込額

「年金分割のための情報通知書」の交付

◆「年金分割のための情報通知書」の交付

情報通知書の交付方法は、請求の仕方やその時期によって、次のとおりです。

- ①二人が一緒に請求した場合は、それぞれに交付します。
- ②一人で請求をした場合は、次のとおりです。
 - ア. 離婚等をしているときは、請求した方とその相手方に交付します。
 - イ. 離婚等をしていないときは、請求した方のみ交付します。

当事者間の話し合い

◆「年金分割」について、当事者間の話し合い

年金分割の請求をするためには、当事者間で「①年金分割の請求をすることと②その按分割合」について合意することが必要です。

合意できないとき

◆当事者間の話し合いにより合意したとき

次のいずれかの方法により合意した内容を証明していただきます。

- ①当事者双方又はその代理人が、年金分割請求時に、合意した内容等を記載した書類を年金事務所の窓口へ直接持参
- ②合意内容等を明らかにした公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書を添付

※②の書類に関する手続きは公証役場で行うことになります。

合意したとき

家庭裁判所への審判又は調停の申立て
…年金分割に係る審判の確定又は調停の成立

◆当事者間の話し合いにより合意できないとき

当事者の一方が家庭裁判所に申立てをし、次の裁判手続を利用して按分割合を定めることができます。

- ①審判手続
- ②調停手続
- ③離婚訴訟における附帯処分の手続

年金分割の請求

◆年金分割の請求

年金分割の請求は、離婚等をした後、当事者又はその一方が年金事務所に対し、「標準報酬改定請求書」に按分割合等を明らかにできる書類を添付して行うことになります。

年金分割は、按分割合を定めたととしても、年金事務所に請求をしないと厚生年金の標準報酬は変更されません。また、請求期限(原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年)を経過すると、請求することができません。

「標準報酬改定通知書」の交付

◆「標準報酬改定通知書」の交付

按分割合に基づき当事者それぞれの厚生年金の標準報酬の改定を行い、改定をした後の標準報酬を、当事者それぞれに通知します。